平成２８年（フ）第５８１３号
東京都板橋区成増４丁目４－４　第二久保ハウス103
債務者　桑原　信勇（旧姓外岡）
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８１４号
東京都板橋区弥生町１－２－307
債務者　岩澤　辰郎
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８１６号
東京都羽村市栄町１丁目１－29－202
債務者　井口　万里
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８１７号
東京都練馬区石神井町１丁目１－47－208
債務者　石山　勝夫
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８２０号
東京都中央区佃３丁目２－４－101
債務者　千葉真菜美
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８２５号
東京都足立区千住仲町15－２－802
債務者　平塚アミこと　平塚　明美
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８２６号
東京都新宿区神楽坂６丁目61－102
債務者　山口　節子
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７２０号
東京都小平市美園町１丁目19番１－211号
債務者　田代　雄三
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７２１号
東京都小平市美園町１丁目19番１－211号
債務者　田代りえ子
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２７号
大分県中津市沖代町１丁目６番55号　ハイツ耶馬渓Ｂ－13、申立て時の住所大分県中津市中央町１丁目７番42号
債務者　髙尾　美紀
1　決定年月日時　平成28年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月27日午後２時15分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５７４５号
東京都足立区神明南２丁目７－19－109
債務者　河埜　行彦
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７８１号
東京都世田谷区上祖師谷２丁目15－32－105
債務者　今井　幸夫
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８２３号
東京都豊島区西池袋５丁目19－９－115
債務者　太田　富雄
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７５１号
東京都三鷹市北野４丁目５番18－205号
債務者　廣瀬　春雄
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月20日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２６８号
静岡県浜松市東区大島町81番地　シティハイム大島101
債務者　西尾　弘美（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成28年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５７９４号
東京都文京区音羽２丁目９－４－201
債務者　津田ももこ
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部